

## 特別セーフガードについて

特別セーフガード(SSG)は、WTO・農業協定第5条に基づき、ウルグアイ・ラウンド合意において輸入数量制限等の非関税措置を関税化した農産品について、関税化の代償として認められている「改革過程の期間中」効力をもつ緊急措置である。我が国においては、関税暫定措置法第7条の3及び4をもって規定されている。

措置は 輸入数量が増加した場合に関税を引上げる「数量ベース」と 輸入価格が下落した場合に関税を引上げる「価格ベース」の2種類がある。

### 1. 対象品目

ウルグアイ・ラウンド合意において関税化した農産品。(米、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、豚肉(数量ベースのみ)、生糸等)

ただし、関税割当(枠内)及び国家貿易による輸入については不適用。

### 2. 発動要件

以下の要件を満たした場合は自動的に発動

#### 数量ベース

4月からの輸入量の累計が輸入基準数量を超えた場合。(年度末まで)

〔 輸入基準数量は、輸入品の市場占拠率に応じて過去3年間の輸入量の10%  
5～125%に国内消費の変動量を加除したもの 〕

#### 価格ベース

船荷毎の輸入価格が発動基準価格(1986～88年の平均輸入価格)の90%を下回る場合。

### 3. 措置内容

#### 関税引上げ

##### 数量ベース

要件を満たした翌々月から当該年度末まで、通常関税の1/3の追加関税。

##### 価格ベース

要件を満たした船荷毎に、発動基準価格と輸入価格の差(価格下落率)に応じて、最大で発動基準価格の52%の追加関税。

### 4. 発動期間

数量ベース：要件を満たした時点の翌々月から当該年度末まで。

価格ベース：要件を満たした船荷毎の単発。

### 5. その他

- ・一般セーフガードとの併用は不可。
- ・輸出国への補償措置は必要なし。輸出国の対抗措置は不可。